

50 歳以上  
対象

たいじょうほうしん

# 带状疱疹ワクチン接種費用を 助成します

市民の带状疱疹の発症及び重症化の予防のため、带状疱疹ワクチンの接種費用の一部を助成します。

接種については、かかりつけ医にご相談のうえ、効果や副反応等のリスクを確認し、接種するか判断してください。



## 1 対象となる予防接種

令和6年4月1日以降に接種した带状疱疹ワクチン予防接種

## 2 対象者

次の①～③の全てに該当する人

- ①接種日と申請日に十日町市に住民登録がある人
- ②接種日に 50 歳以上である人
- ③過去に带状疱疹ワクチンの接種費用の助成を受けたことがない人

## 3 対象ワクチン及び助成内容

带状疱疹ワクチンは2種類あり、接種方法や回数、接種費用等に違いがありますので、かかりつけ医療機関等へご相談ください。

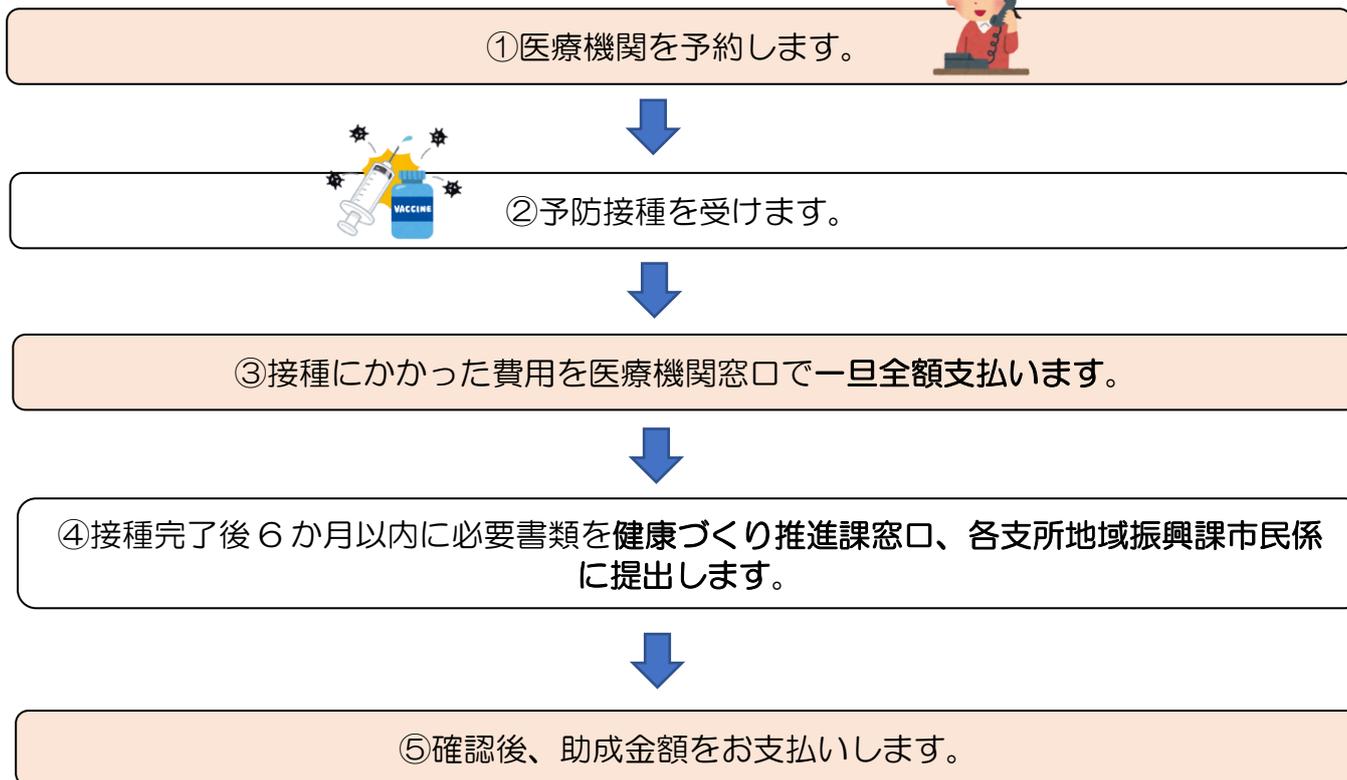
| ワクチンの種類  | 生ワクチン<br>(乾燥弱毒生水痘ワクチン) | 不活化ワクチン<br>(乾燥組換え带状疱疹ワクチン)  |
|----------|------------------------|---|
| 接種方法     | 皮下注射                   | 筋肉内注射   |
| 持続性      | 5年程度                   | 9年以上  |
| 接種費用     | 医療機関により異なります           |   |
| 接種及び助成回数 | 【1回】                   | 【2回】<br>※2回目は1回目の接種から2か月の間隔をあけて、遅くとも6か月後までに接種してください<br><pre>graph LR; A[1回目] --&gt; B[2回目]; C[2か月あける] --&gt; B;</pre> |
| 助成金額     | 2,000 円                | 1 回につき 5,000 円  |

(厚生労働省ワクチン分科会資料、ワクチン取扱説明書、添付文書より)

※助成を受けられるのは、生涯でいずれかのワクチン1セットのみ。次回以降の接種を希望する場合、全額自己負担となります。

## 4 助成の流れ

令和6年4月1日以降、実施医療機関で接種した場合



### 必要書類

※令和6年3月31日までに接種した人は対象外です

#### ○十日町市带状疱疹予防接種費用助成申請書

(健康づくり推進課・各支所地域振興課市民係または市ホームページから取得してください)

#### ○医療機関の領収書と診療明細書

(金額と接種したワクチンの種類がわかる書類)

#### ○振込先口座の確認ができる通帳等の写し

### 《健康被害救済制度》

带状疱疹の予防接種は、任意接種です。万が一、予防接種により、入院治療が必要となった場合または障害が残るなどの健康被害が発生した場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医薬品副作用被害救済制度」による医療費等の給付が受けられる場合があります。

**相談窓口** フリーダイヤル **0120-149-931** / 月～金 (祝日・年末年始を除く)  
午前9時～午後5時



「副作用・救済」、または「PMDA」 [検索](#)

《問い合わせ》

十日町市役所健康づくり推進課 母子保健係

電話：025-757-9759